

第6次四條畷市総合計画【令和7年度改訂】（原案）の改訂箇所について

第6次四條畷市総合計画は、①基本構想、②基本計画、③実施計画（部長マニフェスト）により構成されています。

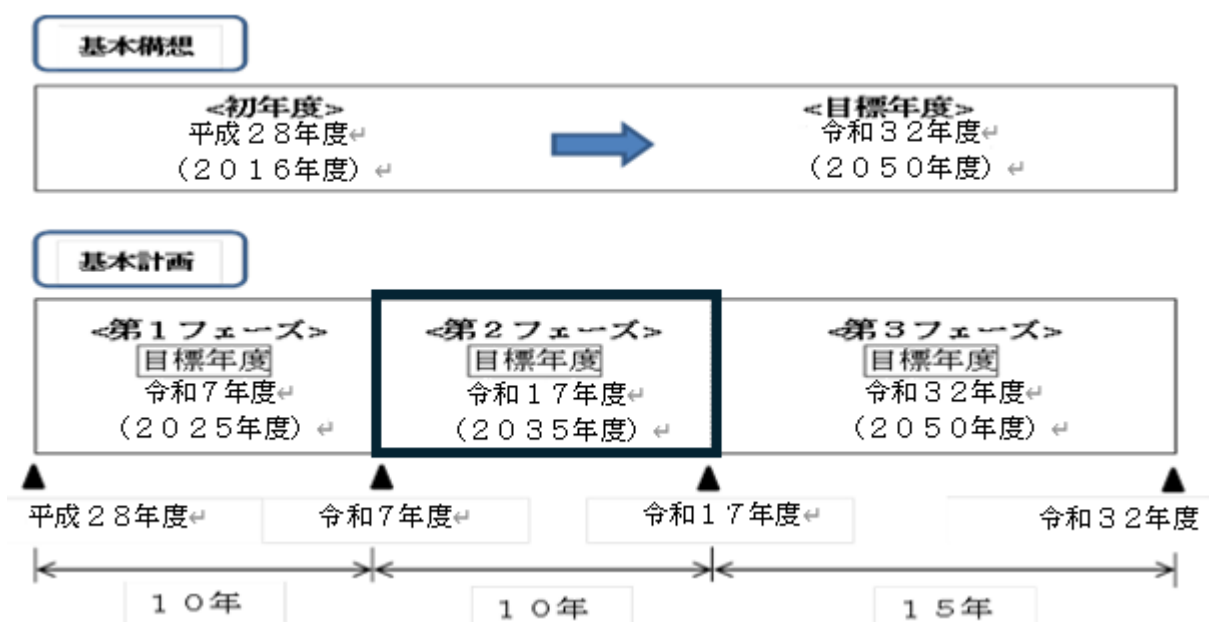
このうち、①**基本構想**については、計画期間が**35年間**とされており、平成28年度から令和32年度までとなります。

②**基本計画**については、第1フェーズの計画期間が**10年間**（平成28年度から**令和7年度まで**）、第2フェーズの計画期間が10年間（令和8年度から令和17年度まで）、第3フェーズの計画期間が15年間（令和18年度から令和32年度まで）とされています。

③実施計画（部長マニフェスト）については、年度ごとに作成するものとされており、**総合計画の冊子とは別の形で毎年度作成しています**。

今回の改訂は、②基本計画の第1フェーズの計画期間が今年度末で満了することから、基本計画の第2フェーズの実施に向けて、**基本計画の見直しを行い、改訂をした**ものとなります。

（参考）



そのため、**原案2ページから26ページまでの部分は、現行の第6次四條畷市総合計画から変更を行っておらず、原案27ページ以降が今回の改訂による変更箇所となります。**

ご意見をご提出いただくにあたりましては、この点についてご留意くださいますようお願いいたします。